

くらしのかわら版

第7号

2013.7

編集/発行

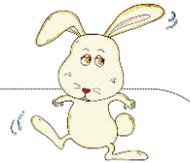
市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより



消費者月間事業を実施しました



消費者月間

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費者保護法（現 消費者基本法）」が、昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月30日を「消費者の日」に、5月を「消費者月間」と定め、毎年全国で消費生活に関する啓発事業が行われています。平成25年度消費者月間の全国統一テーマは「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて」です。ひたちなか市は消費者月間講演会、街頭啓発、啓発パネル等の展示を行いました。

消費者月間講演会

5月23日、ワークプラザ勝田大会議室にて河野康子氏（一般財団法人 全国消費者団体連絡会事務局長）を招き、「自立した消費者を目指すために」と題し講演していただきました。

消費者が受け身ではなく主体的に行動する消費者市民社会（解説参照）のことや、責任ある消費行動とは「買い物をする時は必要な量を買う」「簡単に買い換ええない」などを例として挙げ、身近な消費行動を通じて社会貢献できることも話されました。



▲講話する河野先生

解説

「消費者市民社会」

消費者自身が消費行動を通して、現在および将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会を積極的に作っていかうとする社会です。「消費者市民社会」は平成20年版国民生活白書で最初に紹介されました。

講演会参加者の感想



普段の生活を見直す良い機会となりました。「もったいない」意識を忘れず、確かな情報を取り入れて、よく考え行動したいです。

消費者被害にあわないためには、常に確かな情報得て、地域の人とその情報を共有し、身近な人に相談できるようなコミュニケーションづくりが重要であると感じました。

街頭啓発

5月18日(土)に東石川地内のスーパーマーケット店頭において、消費生活啓発推進員と市職員で街頭啓発を実施しました。当日は若い家族連れから高齢の方まで幅広い年齢層の方に、パンフレット等を配布しながら消費者被害防止を呼びかけました。

「おかしいな」「どうしたらいいのかな」などありましたら、消費生活センターにご相談下さい。

啓発パネル等の展示

5月20日(月)から31日(金)まで市役所本庁舎1階市民ホールにて消費生活に関するパネル展示、消費者啓発パンフレット・チラシの配布、消費者団体であるひたちなか生活学校の活動紹介(パネル展示及び作品展示)を行いました。



▼展示パネルの一例



ひたちなか市消費生活センター
ひたちなか市役所 第2分庁舎2階
TEL: 278-0111(内線3233) FAX: 278-3081

▲展示の様子

▼熱心に説明をする推進員



湿度が高く蒸し暑い季節になったけれど、食中毒にならないためにはどうしたらいいの？



賢い消費者として、食中毒を防ぐ方法があるのでご紹介します!

< 食中毒予防の3原則 >

- ➔ 『**つけない**』 手には雑菌が付着しているので、必ず手を洗う!
- ➔ 『**増やさない**』 食べ物に付着した菌の増殖を防ぐため低温保存!
- ➔ 『**やっつける**』 細菌やウイルスを死滅させるため加熱処理!

買い物する時

- 消費期限内に使いきれぬ量を購入しましょう。
- 生肉・生魚は汁が出やすいので、他の食材に付かないようにしましょう。(例: 小分けの袋にくるむ)
- 保冷バックや保冷剤を持参しましょう。
- 食材が傷まないよう、寄り道せずまっすぐ帰りましょう。

保存する時

- 帰ったらすぐに冷蔵庫または冷凍庫に入れましょう。(菌の繁殖を防ぐために、冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下にするとよいでしょう)
- 保存する時は清潔な密閉容器に入れたり、ラップをかけて保存しましょう。
- 温めなおす時は、十分に加熱しましょう。
- 冷蔵庫を過信せず、早めに食べましょう。

調理する時

- 肉や魚はよく加熱し、特に肉料理は中心部の温度が75℃で1分以上加熱しましょう。
- 調理器具は洗剤でよく洗い、熱湯をかけて消毒しましょう。
- 生の肉や魚などを調理した後の包丁、まな板などはきれいに洗いましょう。(野菜もよく洗う)

消費生活センターより

平成24年度の相談状況

平成24年度の相談件数は761件で平成23年度(679件)より12%増加しました。契約当事者でみると、70歳以上の高齢者が年々増加しており、高齢者が消費者トラブルにまきこまれやすい傾向にあるといえます。高齢者がトラブルにまきこまれないよう、家族や周囲の人が注意し、見守りましょう。

高齢者を狙った健康食品の送りつけに注意!

注文していない健康食品を送りつけ、代金を支払わせようとする悪質な販売手口に関する相談が、高齢者から多く寄せられています。

相談事例

「注文された健康食品を代金引換えで送る」と電話があった。「注文した覚えがない」と伝えると「注文を受けた時の録音もある。裁判に出してもいいんだ。代金は3万円だ」と強引な口調で脅された。

センターからのアドバイス

- 消費者が承諾していないにも関わらず、一方的に商品が送りつけられてきた場合、代金支払いの義務はなく受け取る必要もありません。
- 電話で勧誘されても必要がなければ、きっぱり断りましょう。また業者名や連絡先を確認し、控えておくことも大切です。
- 不安なとき、困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

見守り新鮮情報

消費者トラブルをくい止めるために、各地の消費生活センターなどに寄せられた悪質商法の手口や、注意すべき製品事故、製品リコールなどの情報が独立行政法人国民生活センターよりメールマガジンで受信できます。(情報料は無料)

パソコンからの登録

国民生活センターのホームページ「見守り情報」から登録できます。国民生活センターのホームページ⇒ <http://www.kokusen.go.jp/>

携帯電話からの登録

■方法1 携帯電話から空メールを送付
携帯メールアドレス⇒ support@mlreg.tricorn.net

■方法2 URLを直接入力
携帯電話URLアドレス⇒ http://filsp.jp/k-support/m/m_top.html

くらしの講座

消費生活センターでは、くらしに役立つ情報提供の場としてくらしの講座を開催しています。

第1回目は6月20日（木）に「美しく年齢を重ねるための化粧品の選び方（講師 日本化粧品工業連合会）」を開催しました。基本的なお手入れのほかに、加齢に合わせた対処法も紹介され好評でした。

今年度も年8回の予定で「くらしの講座」を開催します。

▼6月20日開催の講座の様子



< 25年度の予定 >

- 6月 「美しく年齢を重ねるための化粧の選び方」
- 7月 「「笑い学」のすすめ」
- 8月 親子料理教室
- 9月 食品ロスについて
- 11月 クリスマスリースをつくる
- 12月 葬儀費用について考える
- 2月 マクロビオティックについて
- 3月 健康補助食品について



※ 詳しい日程については、市報や市のホームページに掲載します。
ぜひ、確認の上ご参加ください。

第20回みんなの消費生活展開催日決定

平成25年11月 2日（土）・3日（日）

午前9時～午後3時30分

ひたちなか市総合運動公園総合体育館2階

▼昨年度の様子



みなさまの参加
お待ちしております!!



ふれあい講座（出前講座）

～講師を無料で派遣します～

ふれあい講座では、悪質商法の被害に遭わないためにどうすればいいか、ビデオ視聴や寸劇、さらに消費生活啓発相談員の話を通じてわかりやすく解説します。

自治会や各種団体の研修会、勉強会などの催しの際にぜひご活用ください。

困ったとき、不安なときは、お気軽に消費生活センターにご連絡下さい！

ひたちなか市消費生活センター



029-273-0111（内線3233）



029-276-3081

ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎2階

相談時間 午前9：30～12：00 午後1：00～4：30

※土日、祝日、年末年始はお休みです。

